

2026 年 8 月 19 日
りそなアセットマネジメント株式会社

新ファンドの設定について

りそなアセットマネジメント株式会社(代表取締役社長 西山 明宏、以下「当社」)は、下記 4 本のファンドを 2026 年 9 月 8 日に設定し、運用を開始いたします。

長期で安定的な運用を目指すインデックスファンド「Smart-i」シリーズに、新たに「Smart-i 読売 333 インデックス」および「Smart-i NASDAQ100 インデックス」を追加いたします。これにより、お客様の多様な投資ニーズに応じて、幅広いラインナップからお選びいただけるようになります。

また、インデックス投資を行うお客さまにむけた新たな選択肢として、「Smart-i Pro」シリーズを立ち上げます。その第 1 弾として「Smart-i Pro 先進国リーダー55 インデックス」と「Smart-i Pro 米国リポート 75 インデックス」を設定いたします。

「Smart-i Pro」シリーズでは、インデックスファンドの手軽さと資産運用のプロによる知見を融合し、お客様の資産形成における新たな選択肢を提供してまいります。

商 品 名 : 「Smart-i 読売 333 インデックス」

商 品 分 類 : 追加型投信／国内／株式

商 品 名 : 「Smart-i NASDAQ100 インデックス」

商 品 分 類 : 追加型投信／海外／株式

商 品 名 : 「Smart-i Pro 先進国リーダー55 インデックス」

商 品 分 類 : 追加型投信／内外／株式

商 品 名 : 「Smart-i Pro 米国リポート 75 インデックス」

商 品 分 類 : 追加型投信／海外／株式

設 定 日 : 2026 年 9 月 8 日

取 扱 会 社 : 株式会社 SBI 証券、マネックス証券株式会社、楽天証券株式会社

以上



投資リスク

◆ 基準価額の変動要因

各ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

各ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申し込みの際は各ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

主なリスクは以下の通りです。

市場リスク	株価変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
	為替変動リスク	為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。
信用リスク		実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。
流動性リスク		時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク		投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

	株価変動 リスク	為替変動 リスク	信用リスク	流動性リスク	カントリー リスク
Smart-i 読売 333 インデックス	○		○	○	
Smart-i NASDAQ100 インデックス	○	○	○	○	○
Smart-i Pro 先進国リーダー55 インデックス	○	○	○	○	○
Smart-i Pro 米国レポート 75 インデックス	○	○	○	○	○



投資リスク

◆ その他の留意事項

- 「Smart-i 読売333インデックス」はマザーファンドへの投資を通じて読売株価指数(読売333)(配当込み)(以下、本頁において「指数」といいます。)に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。
 - ・ 指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
 - ・ 有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
 - ・ 運用管理費用(信託報酬)、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。
- 「Smart-i NASDAQ100インデックス」はマザーファンドへの投資を通じてNASDAQ100指数(配当込み、円換算ベース)(以下、本頁において「指数」といいます。)に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。
 - ・ 指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
 - ・ 有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
 - ・ 外貨取引時の為替レートや基準価額算出に使用される為替レートが、指数の算出に使用される為替レートと一致しない場合があること。
 - ・ 運用管理費用(信託報酬)、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。
- 「Smart-i Pro 先進国リーダー55インデックス」はマザーファンドへの投資を通じてブルームバーグ先進国インダストリーエリート55指数(配当込み、円換算ベース)(以下、本頁において「指数」といいます。)に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。
 - ・ 指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
 - ・ 有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
 - ・ 外貨取引時の為替レートや基準価額算出に使用される為替レートが、指数の算出に使用される為替レートと一致しない場合があること。
 - ・ 運用管理費用(信託報酬)、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。



用負担が発生すること。

- 「Smart-i Pro 米国リポート75インデックス」はマザーファンドへの投資を通じてブルームバーグ米国業績改善企業75指数(配当込み、円換算ベース)(以下、本頁において「指数」といいます。)に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。
 - ・ 指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
 - ・ 有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
 - ・ 外貨取引時の為替レートや基準価額算出に使用される為替レートが、指数の算出に使用される為替レートと一致しない場合があること。
 - ・ 運用管理費用(信託報酬)、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。

(各ファンド共通)

- 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 各ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、各ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、各マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、各ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- 各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。



◆ リスク管理体制

運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス評価を実施するとともに、流動性リスクを含む運用リスクの状況、法令・主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況をモニタリングし、定期的に運用評価委員会に報告します。

※上記体制は2026年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。



ファンドの費用

◆ Smart-i 読売333インデックス

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料		ありません。	
信託財産留保額		ありません。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用(信託報酬)		ファンドの純資産総額に対して、 <u>年率0.176%(税抜0.16%)</u> を乗じて得た額とします。 信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。 信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率	
運用管理費用の配分		支払先	配分(税抜)
		委託会社	年率0.07%
		販売会社	年率0.07%
		受託会社	年率0.02%
		主な役務	
		委託会社	ファンドの運用・調査、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
		販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
		受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※運用管理費用の配分には、別途消費税相当額がかかります。

その他の費用・手数料	・ 監査法人に支払うファンドの監査費用は、計算期間を通じて日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 ・ 有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用は、証券会社等に都度支払われます。 ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等は都度支払われます。上記、その他の費用・手数料にかかる消費税等相当額も含まれます。 これらその他の費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことはできません。
------------	---

※上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、これら費用を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。



◆ Smart-i NASDAQ100インデックス

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料		ありません。		
信託財産留保額		ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用(信託報酬)		ファンドの純資産総額に対して、 <u>年率0.33%(税抜0.3%)</u> を乗じて得た額とします。		
		信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。		
		信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率		
運用管理費用の配分		支払先	配分(税抜)	主な役務
		委託会社	年率0.155%	ファンドの運用・調査、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
		販売会社	年率0.125%	交付運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
		受託会社	年率0.020%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※運用管理費用の配分には、別途消費税相当額がかかります。

その他の費用・手数料	・ 監査法人に支払うファンドの監査費用は、計算期間を通じて日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 ・ 有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用は、証券会社等に都度支払われます。 ・ 外貨建資産の保管等に要する費用は、海外の保管機関に都度支払われます。 ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等は都度支払われます。 上記、その他の費用・手数料にかかる消費税等相当額も含みます。 これらその他の費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことはできません。
------------	--

※上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、これら費用を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。



◆ Smart-i Pro 先進国リーダー55インデックス

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	ありません。		
信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して、 <u>年率0.352%(税抜0.32%)</u> を乗じて得た額とします。		
	信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。		
	信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率		
運用管理費用の配分	支払先	配分(税抜)	主な役務
	委託会社	年率0.165%	ファンドの運用・調査、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
	販売会社	年率0.135%	交付運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率0.020%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※運用管理費用の配分には、別途消費税相当額がかかります。

その他の費用・手数料	・ 監査法人に支払うファンドの監査費用は、計算期間を通じて日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 ・ 有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用は、証券会社等に都度支払われます。 ・ 外貨建資産の保管等に要する費用は、海外の保管機関に都度支払われます。 ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等は都度支払われます。 上記、その他の費用・手数料にかかる消費税等相当額も含みます。 これらその他の費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことはできません。
------------	--

※上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、これら費用を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。



◆ Smart-i Pro 米国リポート75インデックス

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	ありません。		
信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して、 <u>年率0.385%(税抜0.35%)</u> を乗じて得た額とします。		
	信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。		
	信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率		
運用管理費用の配分	支払先	配分(税抜)	主な役務
	委託会社	年率0.18%	ファンドの運用・調査、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
	販売会社	年率0.15%	交付運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※運用管理費用の配分には、別途消費税相当額がかかります。

その他の費用・手数料	・ 監査法人に支払うファンドの監査費用は、計算期間を通じて日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 ・ 有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用は、証券会社等に都度支払われます。 ・ 外貨建資産の保管等に要する費用は、海外の保管機関に都度支払われます。 ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等は都度支払われます。 上記、その他の費用・手数料にかかる消費税等相当額も含みます。 これらその他の費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことはできません。
------------	--

※上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、これら費用を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

りそなアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局(金商)第2858号

加入協会 一般社団法人資産運用業協会

